

四日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成 29 年 3 月 24 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 13 号

四日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

四日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成 10 年四日市市条例第 6
号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>四日市市<u>公共</u>下水道事業受益者負担に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、公共下水道に係る下水道事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 75 条の規定に基づく受益者負担金<u>及び</u><u>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 224 条の規定に基づく分担金</u>（以下「負担金」という。）の徴収について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>四日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、公共下水道に係る<u>都市計画</u>下水道事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 75 条の規定に基づく受益者負担金（以下「負担金」という。）の徴収について必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（上下水道局生活排水課）